

博物館の基本的事項を定める規則の制定について

令和 4 年 3 月 22 日
教育振興部文化財課
電話 043-223-4087

博物館の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項を定める下記の規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項の規定により知事から当委員会へ協議があったものです。

記

- 1 博物館管理規則
- 2 博物館協議会運営規則
- 3 千葉県立房総のむら管理規則